

危険物等検査業務規程細則第 1 : (規程第 2 4 条及び附属書第 1 第 1 2 条関係)

危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、危険物等検査業務規程(平成 1 6 年本安技第 1 6 - 3 0 号、以下「規程」という。)第 2 4 条の規定に基づき、危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法に関し必要な事項を定めたものである。

(用語)

第 2 条 この細則において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 危険物コンテナ収納検査のオンライン申請及び事務処理に係るシステムを危険物コンテナ収納検査に係るオンライン申請システム(以下、「CDCシステム」という。)という。

(文書の作成等)

第 3 条 規程附属書第 1 第 5 条における決裁文書の起案は、次の各号に定めるところによる。
(略)

例 1 ~ 例 6 (略)

第 4 条 (略)

第 5 条 (略)

第 6 条 (略)

(代理人等による申請)

第 7 条 危険物積付検査又は危険物コンテナ収納検査の申請手続を申請権者から委任を受けた者が行う場合は、危険物積付検査申請書又は危険物コンテナ収納検査申請書に申請権者から当該申請の手続きに関し委任を受けた旨の委任状又は業務委託証明書、権限委譲証明書等の添付を求め、確認するものとする。

- 2 前項に規定する委任状は、危険物積付検査にあつては第 1 号書式又は第 2 号書式、危険物コンテナ収納検査にあつては第 3 号書式又は第 4 号書式を用いるものとする。
- 3 (略)

(申請書の記載要領)

第 8 条 危険物積付検査申請書及び危険物コンテナ収納検査申請書の記載の要領は、細則第 1 附属書第 1 によるものとする。

(危険物積付検査証及び危険物コンテナ収納検査証の記載要領)

第9条 危険物積付検査証及び危険物コンテナ収納検査証の記載の要領は、細則第1附属書第2によるものとする。

(英訳書の記載要領)

第10条 危険物積付検査証英訳書及び危険物コンテナ収納検査証英訳書の記載の要領は、細則第1附属書第3によるものとする。

(再交付)

第11条 規程附属書第1第8条第1項の危険物積付検査証又は危険物コンテナ収納検査証の再交付は、当該検査証が滅失し、又は毀損したときのみとするものとする。

2 危険物積付検査証若しくは危険物コンテナ収納検査証又はこれらの英訳書の再交付は、検査証等再交付申請書（第5号書式）により検査の申請を行った者からの申請によるものとする。

3 再交付する危険物積付検査証若しくは危険物コンテナ収納検査証又はこれらの英訳書の番号は、再交付に係る当該滅失し、又はき損した検査証等（最初にて交付した検査証等）の番号に「－」を付し、かつ、その後に再交付の番号を次の例により付すものとする。

(例) O O C D C 第××／□□－1

↑

2度目の再交付のときは、2とする。

第12条 (略)

(不合格通知書等)

第13条 規程附属書第1第9条第4項ただし書の不合格となった者に対する書面による通知は、第6号書式により行うものとする。

第14条 (略)

第15条 (略)

附則 (略)

第1号書式～第8号書式 (略)